

秦野市特定事業主行動計画の実施状況及び秦野市における女性の活躍状況の公表

令和8年8月24日 人事課作成

特定事業主名：秦野市長 秦野市議会議長 秦野市農業委員会 秦野市代表監査委員 秦野市選挙管理委員会 秦野市消防長 秦野市公平委員会 秦野市教育委員会

秦野市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「秦野市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、秦野市における女性の活躍状況を公表いたします。

＜職業生活における機会の提供に関する実績＞

1. 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.3%
全職員	54.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	94.7%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	95.5%
26～30年	90.6%
21～25年	87.1%
16～20年	88.9%
11～15年	85.9%
6～10年	89.1%
1～5年	88.7%

【説明欄】

【全職員について】

常勤職員より勤務日数が少ない会計年度任用職員も含めて算出しているため、男性職員に占める会計年度任用職員の割合が23.9%であるのに対し、女性職員に占める会計年度任用職員の割合が69.2%となっており、男女差異に影響しています。

【任期の定めのない職員について】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は95.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は76.8%となっており、男女差異に影響しています。

時間外・休日・夜間勤務手当について、男性の方が時間外・休日・夜間勤務が多く、一人当たりの平均支給額における男性に対する女性の割合は73.5%となっており、男女差異に影響しています。

3. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和13年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	25%	17.8%	19.4%	19.4%

【説明欄】

令和13年度末までに「本庁課長補佐担当職以上の職員に占める女性職員の割合」を25%以上にすることを目標としています。

本市の課長級以上に占める女性職員の割合は19.4%と、内閣府が示す全国の市町村平均(約17%)を上回っています。

4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	行動計画における目標 (令和8年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—	5.3%	10.0%	5.3%
本庁課長相当職		16.4%	15.3%	15.1%
本庁課長補佐相当職		27.0%	31.0%	31.9%
本庁係長相当職		16.3%	16.7%	17.8%
本庁課長補佐相当職以上	25%	17.8%	19.4%	19.4%

【説明欄】

役職段階別の女性職員数は、本庁部局長・次長相当職が19名中1名、本庁課長相当職が73名中11名、本庁課長補佐相当職が47名中15名、本庁係長相当職が135人中24名です。

5. 職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全職員	55.4%	54.7%	56.4%
任期の定めのない常勤職員	34.7%	35.0%	35.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.0%	74.9%	78.1%
派遣労働者	—	—	—

6. セクシュアルハラスメント対策の整備状況

セクシュアルハラスメントを防止するため、セクシュアルハラスメントの内容と、セクシュアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を「秦野市職員服務規程(昭和44年12月25日訓令甲第4号)」に規定し、管理・監督者含む職員の啓発に努めています。

○秦野市職員服務規程(昭和44年12月25日訓令甲第4号)
(職場秩序の保持)

第7条の2 職員は、性的な言動又は地位等の差を利用して個人の人格若しくは尊厳を傷つける言動を厳に慎み、職場の秩序を保持するとともに誠実に職務を遂行し、職務効率の向上に努めなければならない。

(平 11 訓令甲 3・追加、平 21 訓令甲 2・平 29 訓令甲・一部改正)

なお、セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対応の内容を「秦野市職員の懲戒処分に関する基準（平成 19 年 1 月 1 日実施）」に規定し、ハラスメントの発生を防ぐ措置を講じています。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項》

1. 男女別の平均勤続年数

年度	職員数			平均勤続年数	
	男性	女性	合計	男性	女性
令和 5 年度	711 人	387 人	1,098 人	16 年 2 ヶ月	13 年 7 ヶ月
令和 6 年度	714 人	383 人	1,097 人	16 年 6 ヶ月	15 年 1 ヶ月
令和 7 年度	704 人	384 人	1,088 人	16 年 7 ヶ月	13 年 11 ヶ月
令和 8 年度	702 人	387 人	1,089 人	17 年 1 ヶ月	13 年 11 ヶ月

2. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

区分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	新たに 対象と なった 職員数	育児休業 取得者数 ※1	取得率	新たに 対象と なった 職員数	育児休業 取得者数 ※1	取得率	新たに 対象と なった 職員数	育児休業 取得者数 ※1	取得率
男性	24 人	10(0) 人	41.7%	20 人	15(0) 人	75%	24 人	23(1) 人	91.6%
女性	20 人	45(25) 人	100%	10 人	30(20) 人	100%	13 人	41(28) 人	100%

※1 () 前年度に引き続き育休を取得している職員数

イ 会計年度任用職員

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
男性	—	—	—
女性	5 人 (100%)	1 人 (100%)	1 人 (100%)

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	2 人 (8.7%)	－	－	－
1 週間以上 2 週間未満	－	－	－	－
2 週間以上 1 月以下	17 人 (74%)	－	－	－
1 月超 3 月以下	3 人 (13%)	－	－	－
3 月超 6 月以下	1 人 (4.3%)	1 人 (7.7%)	－	－
6 月超 9 月以下	－	1 人 (7.7%)	－	－
9 月超 12 月以下	－	2 人 (15.4%)	－	1 人 (100%)
12 月超 24 月以下	－	4 人 (30.8%)	－	－
24 月超	－	5 人 (38.4%)	－	－

【説明欄】

職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、新採用職員や管理職職員向けに育児休業に関する研修を実施しており、その効果により取得する男性職員が年々増加傾向にある。

育児休業を取得した女性職員のうち、約7割の職員が1年以上取得しており、また男性職員では、取得期間1月以下の職員が約8割を占める。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計
取得日数の分布状況

項目		令和５年度	令和６年度	令和７年度
配偶者の分娩休暇 （２日間）	新たに対象と なった者	24 人	20 人	24 人
	取得した者	13 人	15 人	16 人
	取得率	54.2%	75.0%	64%
子の養育（５日間）	取得できるもの	24 人	20 人	24 人
	取得した者	5 人	14 人	14 人
	取得率	20.8%	70.0%	58.3%
両休暇合計取得日数	５日未満	9 人	8 人	14 人
		69.2%	53.3%	58.3%
	５日以上	4 人	7 人	8 人
		30.8%	46.7%	33.3%

【説明欄】

「配偶者の分娩」及び「子の養育」の両休暇とも前年度と比較して、取得率が低くなっているが、育児休業を取得する男性職員が増加したことが原因と考える。

3. 職員の勤務時間の状況

- (1) 職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度 (対象者 812 人)	
	総時間	1 人平均時間
4 月	12,958	16.0
5 月	10,565	13.0
6 月	9,931	12.2
7 月	15,654	19.3
8 月	9,314	11.5
9 月	13,580	16.7
10 月	11,929	14.7
11 月	9,218	11.4
12 月	10,760	13.3
1 月	18,039	22.2
2 月	15,973	19.7
3 月	12,444	15.3

- (2) 職員に占める超過勤務の上限を超えた職員数

項目	令和7年度
時間外勤務が1年度につき 360 時間を超過する職員	98 人

【説明欄】

正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間は、選挙事務やイベント対応等により一時的に増加する月があり、各月によってばらつきが生じている。

- (3) 職員の年次休暇等の取得日数の状況

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均取得日数	11.1 日／年	11.3 日／年	14.0 日／年